資料2-1

消費者施策の実施状況について

安全・安心な消費生活の確保

特定商取引法等の適正運用

景品表示法の表示指導

連鎖販売取引(マルチ商法)・ 訪問販売・通信販売など

消費者

優良誤認表示·有利誤認表示

情報提供

関係課と連携し 事業者向け講座を開催

不適正な取引行為による 消費者被害の相談

- ・日頃より消費生活相談窓口に寄せられた 相談情報を分析
- ・悪質性の高い事業者については、各市町 へ周知を図っている

消費生活相談窓口 消費者庁ほか



県民活動生活課 県消費生活センター

事業者

食品関係事業者向け講座

~景品表示法および 食品表示法の基礎知識



滋賀県内の食品関係の事業者および食品に関する表示に関 心のある消費者の方を対象に講座を開催します。

景品表示法と食品表示法の基本的な知識を学びましょう! ご自身の知識を確認する機会としてもご活用ください!

事前調查 消費者聴取 事業者聴取 立入検査

必要に応じて国・他都道府県と協力・連携し、 情報収集・調査を行っている

その他:消費生活協同組合法に基づく 生協への指導

令和5年10月18日 (水) 午前10:00

啓発

Zoomによるオンライン開催

100回線(事前申込み先着順)

食品表示法の基礎知識 ① (保健・衛生事項) 食品表示法の基礎知識 ② (品質事項)

(表示のみ、景品は除く)

現地調査

事前調査

Ⅲ「自ら考え行動する」消費者になるための支援Ⅲ 消費者被害の防止と救済※消費生活情報の発信

(1)消費者月間講演会の開催

- ・特定非営利活動法人 消費者ネット・しが との共催により、講演会を実施
- ・令和4、5年度ともにオンラインと現地の併用開催 『コロナ禍を乗り越えるかしこい消費とつながりづくり~持続的な未来を築くために~』

(2)パネル展示の開催

・消費生活パネル展を行い、パネル展示として啓発を実施





@イオン近江八幡

令和5年度パネル展示

@イオン大津京

(3)消費生活川柳の募集

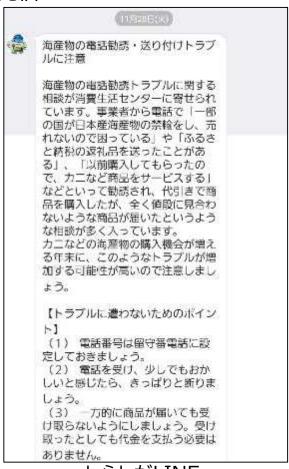
- ・県民から消費生活にちなんだ川柳「消費生活川柳」の募集を行った。
- ・令和4年度「消費生活川柳」最優秀賞 気をつけて 儲かる副業 詐欺の予感

Ⅱ「自ら考え行動する」消費者になるための支援Ⅲ 消費者被害の防止と救済※消費生活情報の発信

(4)消費者の特性に配慮した消費生活情報の発信

- ・広報誌「くらしのかわら版」を発行(R4年度:3回) 各市町消費生活相談窓口・社会福祉協議会・警察署に配付
- ・しらしがメール・LINEやXを用いたタイムリーな情報発信



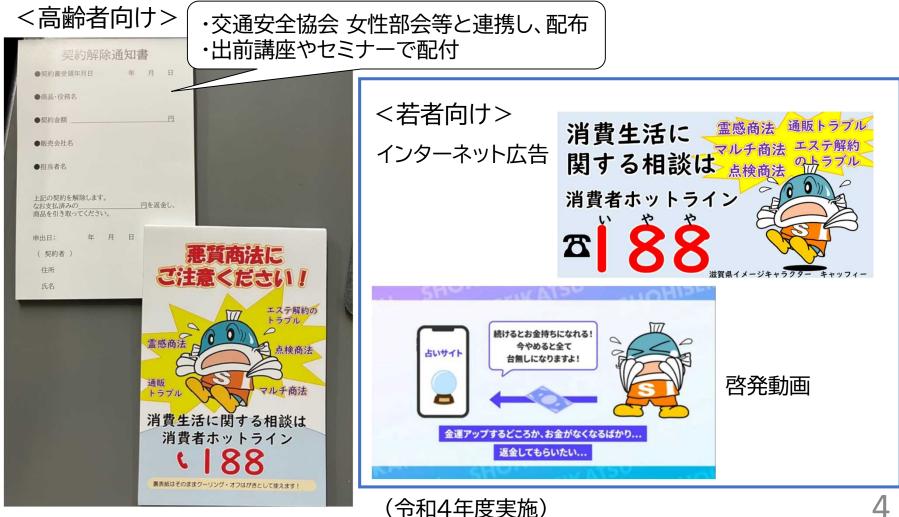


Ⅱ「自ら考え行動する」消費者になるための支援 消費者被害の防止と救済

霊感商法関係の啓発

消費者トラブル(霊感商法関係)に関する啓発

・高齢者、若者それぞれの特性に応じた啓発を行い、消費者被害の未然防止および相談窓口の周知強化を図った。



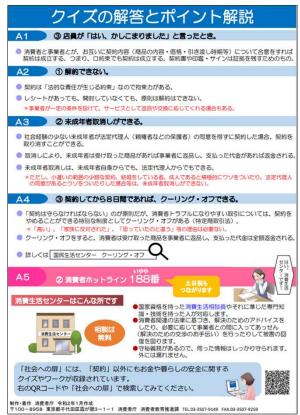
成年年齢引下げ関係

(1)消費者庁作成の教材を活用した授業

・消費者庁作成の教材「社会への扉」を活用した授業を、主に高校1、2年生の家庭科で実施。 高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解するとともに、身近な契約 等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し、責任をもって行動できる能力を育むことを目的とし ている。







(2)若年者を対象とした情報発信・啓発

高校生以上向けに啓発チラシを作成(令和4年度)





(2)若年者を対象とした情報発信・啓発

中学生向けに啓発チラシを作成(令和4年度)





(2)若年者を対象とした情報発信・啓発

高校生以上向けに啓発チラシを作成(令和5年度)

विकिथिकिस その契約、本当に大丈夫!?

2022年4月1日に民法の改正により、成年年齢が18歳になり、 高校生でも18歳であれば、一人で契約できるようになりました。

18歳で保護者の同意がなくても 1人でできるようになること

- クレジットカードを作る
- ローンを組む
- 携帯電話を契約する など

これまでどおり20歳から できること(変わらないこと)



なので、悪質事業者にターゲットにされたり、経験や知識不足で、 若者でも消費者トラブルにあう可能性はあります。

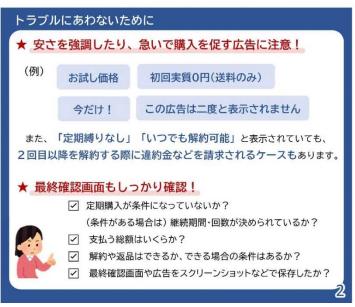


SNSの広告をきっかけとした、次のような消費者トラブルも増えています。

- 化粧品や健康食品などの定期購入※トラブル
- 脱毛エステトラブル

※定期購入:継続して購入することが条件であるもの

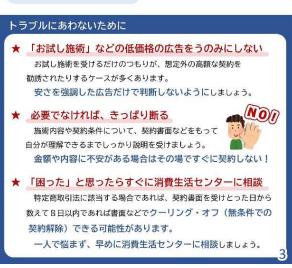




(2)若年者を対象とした情報発信・啓発

高校生以上向けに啓発チラシを作成(令和5年度)









(2)若年者を対象とした情報発信・啓発

中学生向けに啓発チラシを作成(令和5年度)

呼生でも 消費者トラブル 匠席



そもそも「消費者トラブル」ってなに?

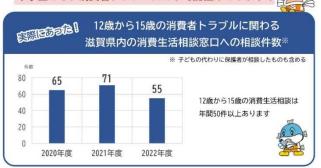
私たちは様々なモノなどを消費し、生活していますが、 「消費者トラブル」とは、消費者が事業者との間で、 悪質商法で被害を受けたり、契約トラブルにあったり することをいいます。





まだ中学生だし、消費者トラブルにあうことはないんじゃ…

中学生でも、消費者トラブルにあう可能性はあります!



上記の12歳~15歳の相談内容で多いのは、主にこの2つです。

- オンラインゲーム課金関係
- 化粧品や健康食品などの定期購入※関係 ※定期購入:継続して購入することが条件であるもの

■オシライシゲ=公課金トラブル

テレビで「無料」と宣伝されていた オンラインゲームを スマートフォンで遊んでいた。







アイテムもどんどん使って キャラクターを強くしちゃおう! 一か月後、携帯電話料金の請求で **数十万も請求が!?**



アイテムは 無料じゃなかったの!?

トラブルにあわないために

★ 事前によく確認する、保護者に相談する

ゲーム自体は無料であるが、ゲームをより楽しむための

道具や武器(いわゆるアイテム)は有料の場合が多いです。

確認した上で課金する前にも、まずは保護者に相談し、 プリペイド式のカードを利用するなどしましょう。



「未成年者取消権」について

未成年者が保護者の同意なく契約を結んだ場合、原則として 「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。

ただし、オンラインゲームでは、

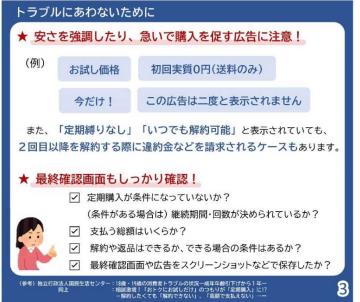
- ◆ 保護者のアカウントで子どもが課金している場合
- ◆ ゲーム内の年齢確認画面で、成人とウソをついて課金している場合などは、取消しや返金が認められない場合があります。

考)独立行政法人国民生活センター:「スマホを渡しただけなのに…」「求政用ゲーム様でいつの前に…」子どものオンラインゲーム課金のトラブルを防ぐには?

(2)若年者を対象とした情報発信・啓発

中学生向けに啓発チラシを作成(令和5年度)





未成年でも、18歳になっても、 消費者トラブルには十分に注意しましょう!

中学生のような未成年であっても、悪質事業者に狙われたり、 経験や知識不足で、消費者トラブルにあう可能性があるため、

困った時には、すぐに身近な人や消費生活センターに 相談するなど、一人で抱え込まないようにしましょう。



もう知ってる? ~18歳で成人に~

2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ、 高校生でも18歳であれば、一人で契約できるようになりました。

18歳で保護者の同意がなくても 1人でできるようになること

- クレジットカードを作る
- ローンを組む
- 携帯電話を契約する など



- これまでどおり20歳から できること(変わらないこと)





消費者トラブルで

「困ったな」 「おかしいな」と思ったらすぐに相談を!!



消費者ホットライン (局番なし) ☎ 188 お近くの消費生活相談窓口につながります。

滋賀県消費生活センター ☎ 0749-23-0999 〒522-0071 彦根市元町4-1





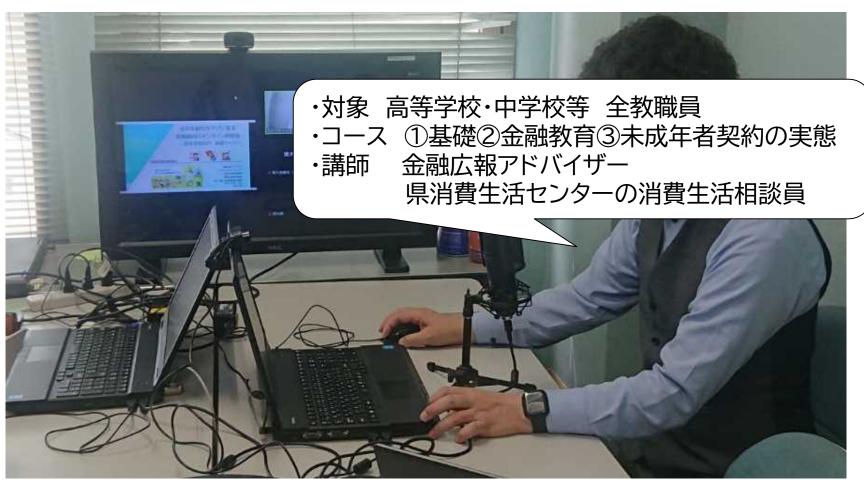
独立行政法人国民生活センター



発行:滋賀県 県民活動生活課、滋賀県消費生活センター

成年年齢引下げ関係

(3)高等学校等教員向けオンライン研修の開催



(令和5年度) オンライン研修の様子

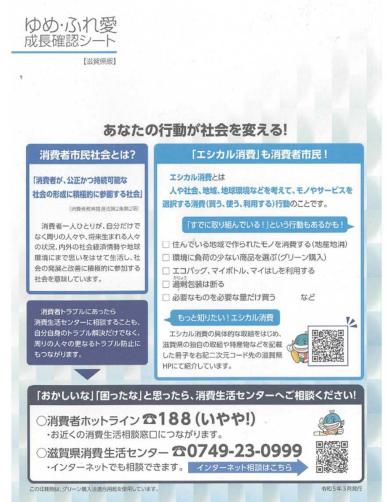
若年者を対象とした消費者教育

(4)ゆめ・ふれ愛成長確認シート(平成27年度~)

・家庭科の副教材として新小学5年生に提供し、子どもたちが消費者として「生きる力」を身に付けていただくことを目的としている。



令和4年度はエシカル消費について追記 毎年、内容を見直し必要に応じて改訂をおこなっている。



(1) 高齢者に向けた消費生活情報啓発協定事業(平成28年度~)

・生活協同組合コープしが、しが健康医療生活協同組合との協定に基づき、高齢者向けに啓発チラシ、 啓発カレンダーを作成・配付し、消費者被害の未然防止に取り組んだ。



Ⅱ「自ら考え行動する」消費者になるための支援 Ⅲ 消費者被害の防止と救済

高齢者を対象とした情報発信・啓発

(2)消費者トラブルに関する情報発信・啓発

・最新の消費者トラブルの状況に応じて、啓発チラシを作成・配付し、消費者被害の未然防止に取り組んだ。



トラブルにあわないために

勧誘されてもすぐに契約しない

「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、 本当に保険金が支払われるかは分かりません。

また、解約を希望すると高額な手数料を請求される可能性 があります。

● 加入先の保険会社や保険代理店に相談する

保険金の請求はご自身で行うことが基本です。 まずはご自身で損害保険会社や代理店に直接連絡しましょう。

● うその理由で保険金は請求しない

古くなったところを台風被害にあったなどのうその理由で保険金を請求すると、保険金詐欺に該当するおそれがあります。

あやしい・おかしいと思った場合は

- 消費者ホットライン(局番なしの3桁) 188(いやや)
- 滋賀県消費生活センター 0749-23-0999
- 最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110

滋賀県 県民活動生活課・ 滋賀県消費生活センター 発行: 令和4年7月

Ⅱ「自ら考え行動する」消費者になるための支援 Ⅲ 消費者被害の防止と救済

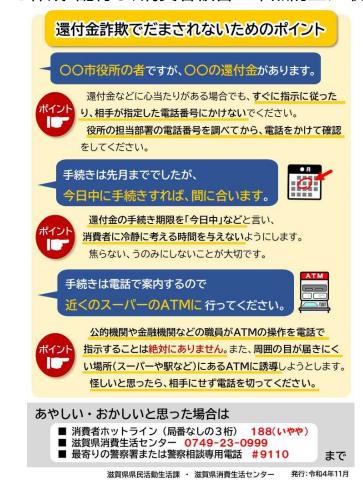
高齢者を対象とした情報発信・啓発

(2)消費者トラブルに関する情報発信・啓発

・最新の消費者トラブルの状況に応じて、啓発チラシを作成・配付し、消費者被害の未然防止に取り組んだ。

「還付金詐欺」にはご用心!!





Ⅲ「自ら考え行動する」消費者になるための支援 Ⅲ 消費者被害の防止と救済

高齢者を対象とした情報発信・啓発

(2)消費者トラブルに関する情報発信・啓発

・最新の消費者トラブルの状況に応じて、啓発チラシを作成・配付し、消費者被害の未然防止に取り組んだ。



「電気代が安くなるので、 検針票を見せてほしい」



と言われ、よくわからないまま申込書に

署名し、供給地点特定番号※を書いてしまった。

※供給地点特定番号とは、電気の供給地点ごとに割り振られた番号。 当該供給地点を特定するために使用される。

内容がよくわからないので、不安である・・

電気の切り替えトラブル

2016年から電力の小売りが全面自由化が始まりましたが、 大手電力会社などを名乗って、事業者名を明確に伝えなかったり、 「マンション(アパート)全体で契約先の電力会社が変更になる」などと 事実と異なる説明をし、契約を迫られるケースがあります。

トラブル回避のポイントは裏面に

滋賀県県民活動生活課・滋賀県消費生活センター



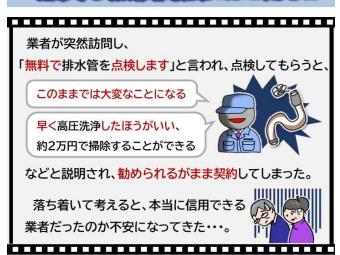
Ⅱ「自ら考え行動する」消費者になるための支援 Ⅲ 消費者被害の防止と救済

高齢者を対象とした情報発信・啓発

(2)消費者トラブルに関する情報発信・啓発

・最新の消費者トラブルの状況に応じて、啓発チラシを作成・配付し、消費者被害の未然防止に取り組んだ。

悪質な点検商法にはご用心!!



点検などのトラブル

「無料で点検する」と言って家に訪問し、点検した結果、「このままでは大変なことになる」などと、消費者の不安をあおり、 実際には必要のない工事などの契約をさせる手口が「点検商法」です。 排水管のほか、屋根や床下、シロアリの駆除など、住宅に関連する ものだけでなく、布団や浄水器の購入契約をさせるケースもあります。

トラブル回避のポイントは裏面に

滋賀県県民活動生活課・滋賀県消費生活センター



Ⅱ「自ら考え行動する」消費者になるための支援 Ⅲ 消費者被害の防止と救済

高齢者を対象とした情報発信・啓発

(2)消費者トラブルに関する情報発信・啓発

・最新の消費者トラブルの状況に応じて、啓発チラシを作成・配付し、消費者被害の未然防止に取り組んだ。

とあるサプリメントが「お試し!500円!!」というネット広告を 見て、お試しのつもりで注文した。 お試し! 初回の商品が届いた数日後、同じ商品が再び届いたので、 事業者に問い合わせると、「5回の定期購入が条件となっている。 2回目からは8.000円支払ってもらう」と言われた。 お試しのつもりだったのに… 定期購入トラブルのよくあるケース 格安だったので、一回だけのつもりで注文したが、 2回目以降も届いた。 → 「定期購入」が条件になっていた。 「いつでも解約できる」などの表示があったため、 すぐに解約するつもりで注文。 → 解約の電話がつながらず、2回目の商品が届いてしまった。

定期購入トラブル回避のポイント

注文前に必ず契約内容を(利用規約も)確認する

- 定期購入が条件になっていないか?
- 定期購入が条件になっている場合は、 継続期間・回数が決められているか?



- 支払う総額はいくらか?
- 解約や返品はできるか、できる場合の条件はあるか?
- 最終確認画面や広告を保存※したか?※スクリーンショットや印刷などで画面を保存し、 どのような注文内容・広告であったか、証拠を残しましょう。

令和4年6月1日から 改正特定商取引法が施行されました!

最終確認画面などで、定期購入でないと誤認させる表示等 (例「定期縛りなし」「いつでも解約可能」)を見て、 消費者が申込みをした場合は、申込みの意思表示を取り消すこ とができるようになるなど、通販の「詐欺的な定期購入商法」 の規制が強化されました。

あやしい・おかしいと思った場合は

- 消費者ホットライン(局番なしの3桁) 188(いやや)
- 最寄りの警察署または警察相談専用電話 #9110
- 滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

まで

滋賀県県民活動生活課 ・ 滋賀県消費生活センター 発行:令和5年7月

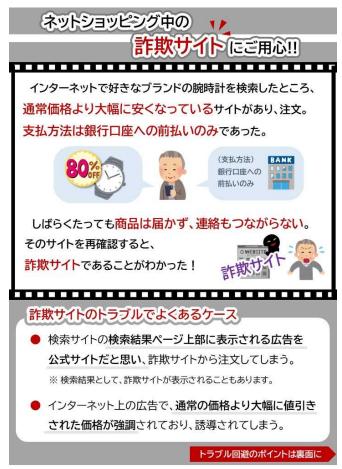
トラブル回避のポイントは裏面に

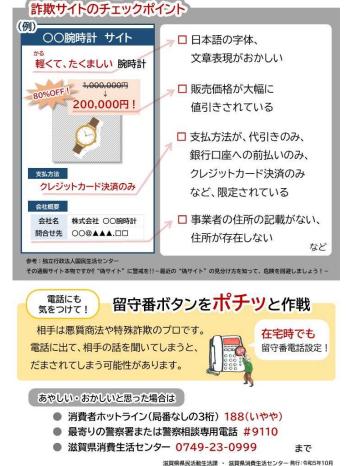
Ⅲ「自ら考え行動する」消費者になるための支援 Ⅲ 消費者被害の防止と救済

高齢者を対象とした情報発信・啓発

(2)消費者トラブルに関する情報発信・啓発

・最新の消費者トラブルの状況に応じて、啓発チラシを作成・配付し、消費者被害の未然防止に取り組んだ。





滋賀県県民活動生活課・滋賀県消費生活センター

エシカル消費の推進

(1)啓発冊子の作成

- ・エシカル消費にかかる県独自の啓発冊子を関係団体等と連携し作成、県内の高等学校等に配付。
- ・啓発冊子データは県HPに掲載。エシカル消費の具体的な行動等を紹介している。

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/shouhiseikatsu/322171.html

(滋賀県>県民の方>くらし>消費生活 からアクセスできます)

・令和5年度はエシカル消費啓発冊子「やってみよう!エシカル消費」を小中学生向けに改めて作成し、県内で開催されたイベントにおいても冊子の配布を行い、啓発を実施







啓発冊子(令和3年度作成)

エシカル消費の推進

(2)啓発イベントの実施



(令和4年度)消費生活フェスタパネル展示@ビバシティ彦根



(令和4年度)草津市主催 「草津市地球冷やしたい推進フェア」 パネル展示@イオンモール草津 滋賀グリーン活動ネットワーク(SGN)と 協働して啓発

エシカル消費の推進

(2)啓発イベントの実施



(令和5年度)消費生活パネル展 @イオン近江八幡、@イオン大津京 ※写真はイオン近江八幡



(令和5年度)草津市主催 「草津市地球冷やしたい推進フェア」 パネル展示@イオンモール草津 滋賀グリーン活動ネットワーク(SGN)と 協働して啓発

エシカル消費の推進

(3)出前講座の実施



(令和5年度) 滋賀県食肉公正取引協議会 通常総会 @ホテルボストンプラザ草津

その他(カスタマーハラスメント防止対策)

消費者の適切な声を抑制することがないよう配慮しながら、倫理的な行動を促していくことが必要

(取組)

- ・県消費生活センターのホームページでの掲載
- ・県消費生活センター前の掲示版にカスハラに関する資料を一定期間掲示
- ・県消費生活センター発行の広報誌「くらしのかわら版」に掲載

「消費者が意見を伝える」際のポイント

<STOP!カスタマーハラスメント>

自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、 「意見を伝える」ときには次の3つのポイントに注意しましょう。

①一呼吸置きましょう!

②言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう! ③事業者の説明も聞きましょう!上手なコミュニケーションが解決への糸口になります!

※行き過ぎた言動をとると、場合によっては犯罪として処罰されることもあるので、注意してください。

くらしのかわら版

「消費者が意見を伝える」際のポイント



自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、 「意見を伝える」ときには次の3つのポイントを参考にしてみてください。

Point 1

Point 3

も聞きましょう。

ひと呼吸、置こう!

怒りに任せた発言は逆効果。 ひと呼吸おいて冷静に。従業員も同じ 「人」として、お互いに尊重し合う ことが大切です。

事業者の説明も聞きましょう!

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。 一方的に主張するだけでなく、事業者の説明

Point 2

言いたいこと、要求したいことを 「明確に」、そして「理由」を 丁寧に伝えましょう!

返品したいのか、解約したいのか、またその 理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。



従業員、事業者も頑張っています。 意見の伝え方には留意しましょう。

※行き過ぎた言動をとると、場合によっては犯罪として処罰されることもあります。

【事例①】強要罪に問われた例

アルバイト従業員の接客態度に因縁をつけ、「土下座して謝れ。」などと 怒鳴りつけ、店員に土下座して謝罪をさせたとして、強要罪で有罪に。

【事例②】恐喝罪に問われた例 店長の接客態度に因縁をつけ、長時間にわたり店長等に抗議をし、 これを良い機会として脅迫をして、物品を要求し、恐喝罪で有罪に。